

中央区立泰明小学校いじめ防止基本方針

平成27年4月1日

校長 決定

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「中央区いじめ防止基本方針」（平成27年1月14日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「中央区立泰明小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

2 中央区立泰明小学校いじめ防止基本方針策定の目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）、中央区いじめ防止基本方針等に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定めるために策定したものである。

3 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) 児童が安全に安心して学校生活を送れるよう、学校全体で、いじめを生まない学校づくりを目指す。
- (2) 学校は、あらゆる教育活動を通じ、人権教育と道徳教育を充実させながら、児童の思いやりの心と自尊感情を育てるとともに、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。
- (3) 学校は、児童が主体となっていじめを生まない学校づくりを進める意識を育むとともに、自律的な活動を推進し、いじめの防止等に向けた主体的な取組が実践できるよう指導・支援する。
- (4) いじめは、どの児童、どの学級、どの学校にも起こりうるとの認識に立ち、学校は、教職員一人ひとりの意識と指導力を高め、組織的に対応する。
また、いじめの防止等に向け、家庭や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- (5) 学校は、教育相談や個別の面談、児童への定期的なアンケート調査の実施など、児童一人ひとりの実態把握に組織的に取り組むとともに、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう、その安全を確保し、周囲の児童が勇気をもっていじめに関する情報を発信できる体制を構築する。

第2 いじめ防止等の取組

1 「中央区立泰明小学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、及び「中央区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、法第22条の規定に基づいて、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、その他の教職員により構成される「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止対策を推進する。また、いじめへの早期対応を迅速・適切に行うため、教育委員会、PTA、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。なお、教育相談担当教諭は記録、発信、啓発、聴取のとりまとめにあたる。

3 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組（A：組織的対応、B：風土の醸成）

本校は、教育目標の一つに、「思いやりの心の育成」を掲げ、学校生活における言語環境の整備、規範意識の醸成、豊かな人間関係と社会性を培う教育活動を目指し、道徳教育、人権教育、体験的な学習の充実を図っていく。

A-① 「いじめ防止基本方針」の策定

- ② 「いじめ対策委員会」の設置
- ③ 「いじめに関する授業」の実施
- ④ 「いじめ防止カード」など、資料配付

B-① 授業改善と指導方法の工夫改善

- ② 道徳教育の充実
- ③ 人権教育の推進
- ④ 特別活動の工夫 <友人関係、集団づくり>
- ⑤ 保護者・地域への啓発活動

(2) 早期発見のための取組（A：いじめの芽を発見、B：いじめ情報の着実な受信）

A-① 生活意識調査「体と心の健康アンケート」（記名式）

- ② 教員相互の児童観察
- ③ スクールカウンセラーによる全員面接、担任による個人面談
- ④ 「泰明きらきらキャンペーン」の活用

B-① 「いじめ実態調査」の定期的実施と分析、活用

- ② 「いじめ発見チェックシート」の活用
- ③ 保護者面談（5月、12月）の実施
- ④ 児童館、学童クラブとの情報交換

(3) 早期対応のための取組（A：対策委員会 B：児童への対応 C：関係機関との連携）

本校は、いじめがあると思われる場合、いじめの事実の確認を行い、その結果を教育委員会に報告する。いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童、保護者への支援と、いじめを行った児童、保護者への助言を継続的に行う。また、いじめを受けた児童その他の児童が安心して学習するために必要であれば、教室外での学習を行わせる。さらに関係児童の保護者同士

で争いが起きないように、事案に関わる情報を共有できるように支援や助言を工夫する。校内対策委員会、教育委員会、関係機関と連携した「学校サポートチーム」を設置し、いじめが犯罪行為として取り扱いの必要性が認められれば、所轄の警察署と連携し、適切な援助も求めていく。

A-① 対応方針の策定

② 役割分担の明確化（Bへ）

B-① 被害児童の安全確保とSCを活用したケア

② 加害児童への観察・指導

③ 加害児童の保護者への対応

④ 周囲の児童の安全確保

C-① 区教育委員会への報告と助言・支援の連携

② 「学校サポートチーム」を通じて警察、児相と連携

③ いじめ対策保護者会、PTAの活用、地域人材の活用

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

二 いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童・生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、

教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。

(5) 重大事態への対処 (A：被害児童 B：加害児童 C：関係機関、保護者、地域
D：法に基づく対応)

A-① 複数教員の見守り、1日2回の情報共有、積極的な状況把握

② SCによる授業観察、加害児童保護者のケア

③ スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問

④ いじめが原因で不登校になっている被害児童への対応

B-① 加害児童の別室での学習

② 警察への相談・通報

③ 校長による訓告などの懲戒(加害児童及びその保護者に対して)

④ 教育委員会による出席停止命令(加害児童の保護者に対して)

C-① 区教育委員会→指導主事の集中派遣、都教育委員会→臨床心理士

② 被害・加害児童に虐待、精神疾患の疑い 福祉機関、医療機関

③ 教育相談センターの「いじめ等の問題解決支援チーム」活用

④ いじめ対策緊急保護者会、PTAの活用、民生・児童委員等との連携

D-① 区教委は、いじめ防止対策推進法第28条に基づき重大事態調査委員会を設置し、都教委は第30条が規定する附属機関を設ける等して再調査を行うことができる。